

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アルバニア	食糧増産援助に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	170,000千円 H17.3.23まで	H16.3.24 タイラナ で (同日)	日本側 磯部博昭在アルバニア大使館公使 アルバニア側 ルアソン・ハイダラー外務副大臣	H17.3.24 139号
アルバニア	南部地域病院医療機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアルバニア共和国政府との間の交換公文	南部地域病院医療機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の操作指導に必要な役務の供与	223,000千円 H17.12.7まで	H16.12.8 タイラナ で (同日)	日本側 磯部博昭在アルバニア大使館公使 アルバニア側 ルアソン・ハイダラー外務副大臣	H17.5.16 267号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。